

■利用料金■（介護予防短期入所療養介護）

◆介護報酬に係る費用・利用者1割負担分（ ）内はそれぞれ2割、3割負担

	項目	個室	多床室	備考・要件
基本額	要支援1	640円 (1,281円)(1,922円)	681円 (1,362円)(2,044円)	一日あたりの料金
	要支援2	788円 (1,577円)(2,366円)	845円 (1,691円)(2,537円)	
加算負担分	個別リハビリテーション実施加算	243円/回 (486円)(730円)		利用中に個別リハビリテーションを行った場合
	送迎加算	186円/片道 (373円)(559円)		居室一施設間の送迎を行った場合
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	22円/日 (44円)(66円)		介護職員の総数のうち介護福祉士の者が80%以上
	夜勤職員配置加算	24円/日 (48円)(72円)		入所者20人に対し1人以上の割合で夜勤者を配置した場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)	51円/日 (103円)(155円)		在宅復帰される入所者が、厚生労働省の定める割合以上にある場合
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/日 (20円)(30円)		見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し業務改善を継続的に行った場合
	口腔連携強化加算(1月に1回を限度)	50円/回 (101円)(152円)		口腔の健康に関する評価を実施し、歯科医療機関と提携した場合
	特別療養費(摂食機能療法)	187円/日 (375円)(562円)		摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合(1月に4回を限度)
	療養食加算	8円/食 (16円)(24円)		厚生労働省が定める療養食を提供した場合
	緊急時施設療養費	525円/回 (1,050円)(1,575円)		入所者の状態が重篤な際に、緊急的な治療管理を行った場合
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.4%)(1単位未満の端数四捨五入)×1単位の単価(10.14)		

※金額は法令で定められた単位を元に算出しており、利用日数や回数により異なる場合があります。

その他料金（介護保険の給付対象とならないサービス）

① 食費

単位：円

利用者負担段階 食事	朝	昼	夕	1日あたり (限度額)
第1段階	254	584	554	300
第2段階				390
第3段階				650
第4段階	460	750	710	1,920

※第1～3段階の方については、1日あたりの食費の限度額がありますので、この額を超えてご負担いただくことはありません。

② 滞在費（1日あたり）

単位：円

利用者負担段階 部屋の別	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0	370	370	377
従来型個室	490	490	1,310	1,668

③ 日用品費

実費

④ 教養娯楽費

実費

⑤ 利用料領収証明書（1通につき）

550円

※その他 特別なレクリエーション材料費等として実費をいただく場合があります。

※2人室利用の滞在費は、特別な室料（330円）と多床室の料金を加算したものです。